

被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書（公費解体）

令和 年 月 日

球磨村長 様

申請者（被災家屋の所有者）

ふりがな

氏名

実印

（法人名称・代表者氏名）

住民票住所（事業所所在地）

郵便が届く住所  同上  その他（下記記入）

電話

家屋等の所有者との関係

本人

本人以外（ ）

※所有者の印鑑証明書を添付してください。

令和2年7月豪雨により被災した家屋等の解体、撤去及び処分について申請いたします。

1. 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所在地

球磨郡球磨村大字

2. 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の所有者の氏名（共有名義の場合は代表者の方の氏名）

3. 解体、撤去及び処分を希望する家屋等の数

①住宅（ 棟）

②その他 ※倉庫、物置、小屋、事務所、店舗、塀、空家等の種類と、その数を記入して下さい。

（ ）

※ 上記のうち、り災証明書が交付されないものについては、申請書受付け後、被害状況の調査を行います。

4. 解体、撤去及び処分を希望する住宅のり災証明書の取得  取得済  未取得

※裏面もご確認ください

本申請にあたり、以下の点について同意します。

- 1 球磨村が、本申請に係る解体・撤去を行うにあたって、村からの連絡調整に応じ、解体の立会い等を行うとともに、解体・撤去の実施日までに当該家屋等からの転居及び家屋等内の整理を行います。
- 2 当該家屋等（当該家屋等内の残置物を含む。）の解体・撤去に関して、その解体・撤去に同意し、原状回復及び損害賠償等の請求はしません。
- 3 本申請から村が解体に着工するまでの間は、申請者の責任において当該家屋等を適切に管理します。また、その期間内に第三者への損害が生じた場合は、申請者が責任をもって対応します。
- 4 本申請に係る解体・撤去を行うにあたって、権利関係者（借地人、借家人、共有者、相続権者、抵当権者、隣接地権者等）と紛争があった場合は、全て申請者の責任において、解決します。また、球磨村の求めに応じて、権利関係者からの同意書等必要な書類について提出します。
- 5 球磨村が当該解体・撤去のため、当該家屋等に係る固定資産税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照会をすることに同意します。
- 6 本依頼書に記載された個人情報その他の情報については、球磨村の本事業に関与する事業者を提供することに同意します。
- 7 本申請に関し、虚偽の申請があった場合又は申請者の責めに帰すべき事由により解体及び撤去の実施が困難となった場合には、すみやかに本申請を取り下げます。

（注記）

- 本制度は、二次災害等の危険の除去が目的であり、財産を保全するものではありません。
- 「3階建以下の戸建住宅」又は「戸建住宅以外の家屋等で2階建以下かつ高さ10m以下のもの」は、地下室が無ければ基礎部分（杭基礎を除く。）も対象となります（敷地等の状況によっては、対象外となることもあります。）。
- 申請書の提出者が代理人の場合は、所有者からの委任状（実印）を添付してください。
- 申請書提出の際に、運転免許証など本人確認ができる書類の確認・複写をします。

氏名（自署）

実印

---